

平成23年10月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ワ)第9908号 不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年9月2日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 西 尾 剛

東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエアX棟

被 告 C F J 合 同 会 社

同代表者代表社員C F J ホールディングス株式会社

同職務執行者 浅 野 俊 昭

同訴訟代理人支配人 宮 原 利 明

主 文

- 1 被告は、原告に対し、498万5846円及び内496万9508円に対する平成23年4月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

主文同旨

#### 第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者である被告との間の金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、被告に対し、不当利得（過払金）の返還及び民法704条前段所定の利息（以下、単に「法定利息」という。）の支払を求める

事案である。

1 前提事実（争いのない事実及び掲記の証拠又は弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

- (1) 被告は貸金業等を営む会社であり、旧称はディックファイナンス株式会社等である。
- (2) 被告は、原告に対し、別紙計算書の「借入額」欄記載の各金員を、同計算書の「取引日」欄記載の各年月日に貸し付け（ただし、「取引日」平成23年3月14日、「借入額」380万円の被告から原告への支払は除く。），原告は、被告に対し、同計算書の「返済欄」記載の各金員を、上記各貸付けに対する弁済として、同計算書の「取引日」欄記載の各年月日に支払った（ただし、「取引日」平成13年6月28日、「返済額」6万3000円の原告から被告への支払は除く。以下、これら取引を「本件取引」という。）
- (3) 被告は、原告に対し、平成23年3月14日、380万円を、過払金の返還金として支払った。

2 争点

- (1) 本件取引について、平成13年6月28日までの取引（以下「第1取引」という。）と同日から平成23年4月7日までの取引（以下「第2取引」という。）を一連一体の貸付取引として充当計算を行うことができるか。  
(原告の主張)

第2取引は、原告が、第1取引に基づくものも含めた高利の借入金債務を低利の借入金債務に一本化するために借り入れた不動産担保融資であって、平成13年6月28日に、現実には、原告は、被告から、第1取引の約定金利による計算による借入金残元金である100万5770円等を350万円から控除した額しか交付されていないのであるから、第2取引は、第1取引の借換え及び貸増しとして行われた貸付取引である。

本件においては、不動産担保融資である第2取引の貸付金で無担保カード

ローンである原告の第1取引上の借入金債務が完済されることが、第2取引の貸付けの条件となっていたのであり、原告も被告も、カードローン取引（第1取引）と不動産担保融資に係る取引（第2取引）が併存して複数の権利関係が併存するという複雑な事態が生じることを避けることを望んでいたのであるから、原告と被告との間には、第1取引から生じた過払金を第2取引から生じた過払金債務に充当する旨の合意（以下「充当合意」という。）が存在した。したがって、第1取引と第2取引は一連の取引として充当計算が行わるべきである。

（被告の主張）

第1取引は、限度額の範囲内で貸付けと弁済が繰り返されることが想定されたリボルビング払の無担保貸付取引であり、第2取引は、被告の原告に対する貸付金350万円を、毎月15日限り、年利18%の利息を付して、7万9900円ずつ180回に分けて支払うことを内容とする不動産担保融資である。第1取引と第2取引は、それぞれ別個の基本契約が締結され、その貸付形態、契約内容、契約条件が全く異なる貸付取引である。

しかも、第2取引における借入れは、原告が被告以外の貸金業者からの借入金債務を完済するために借入れを受けたものでもあり、単なる第1取引の借り換えではない。

また、被告は、第2取引の貸付けを行うにあたって、公的資料の取得を行って原告の返済能力を審査し、担保となる不動産の担保余力の審査を行い、本人確認などを含め、厳格な与信審査を行った上で、融資を実行している。

したがって、第1取引と第2取引は全く別個の基本契約に基づく別個の取引であり、本件は、当事者が「複数の権利関係が発生するような事態が生じることを望まないのが通常」であるとの解釈が成り立たない場合であるから、原告と被告との間には、第1取引から生じた過払金を第2取引から生じた借入金債務に充当するという充当合意は存在しない。

(2) 原告が平成13年6月28日に不動産鑑定料として支払った9万4500円は、みなし弁済に該当するか。

(原告の主張)

被告は、平成13年6月28日、9万4500円を「不動産鑑定料」として、同日に原告に貸し付けた貸付金から天引きした。

真実不動産鑑定が行われたか否かは不明であるが、仮に現実に不動産鑑定が行われていたとしても、不動産担保融資における担保不動産の担保価値は、貸主が自らの利益のために評価するものであり、その費用は貸主が負担すべきものである。被告は、貸付時の優越的地位を利用して、「不動産鑑定料」を貸付金から天引きすることを融資条件として平成13年6月28日の貸付けを行ったのであり、上記の「不動産鑑定料」9万4500円はみなし弁済に該当する。

(被告の主張)

争う。

不動産鑑定料9万4500円については、不動産鑑定士が原告宛に請求書（乙63）を差し出しており、被告が同金員を銀行振込みによって不動産鑑定士に対して支払っている（乙64）。

被告が、上記の不動産鑑定料9万4500円を原告に対する第2取引の貸付金の中から支払った事実はあるが、これは、本来は原告が直接不動産鑑定士に支払うべきところを、被告が一時的に同金員を不動産鑑定士に手渡すために預かっていただけであるから、同金員を利息とみなすことはできない。

(3) 被告は、本件取引から生じた過払金について悪意の受益者であるか。

(原告の主張)

被告は、本件取引において利息制限法の制限を超過する利息を受領していたが、原告に対して制限超過部分を返還しなければ成らない義務がある

ことを知っていたから、本件取引から生じた過払金について「悪意の受益者」に当たる。

被告が、貸金業法(平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。)17条所定の契約書面(以下「17条書面」という。)及び同法18条所定の受取証書(以下「18条書面」という。)を原告に交付していたという事実は否認する。平成14年10月4日に不動産担保融資の借換えが行われており、この際に被告が原告に対して交付した書面である甲37には、貸金業法施行規則13条1項1号カが借換えの場合に記載しなければならないと定めている、「従前取引の記載」としての「残債務の内訳、元本、利息、遅延損害金」が記載されていない。このことからも明らかなように、被告は、顧客に17条書面及び18条書面を交付する態勢を構築してはおらず、また、被告がそのことを認識していたことも明らかである。本件においては、被告は、本件取引の当初の取引内容すら明らかにしておらず、取引当初から原告に対して17条書面及び18条書面を交付していたのか否か、仮に交付していた場合に交付書面にどのような記載があったのかも明らかにできていないのであるから、被告がみなし弁済が成立すると認識していたこと及びそのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があったことを立証できたとはいえない。

(被告の主張)

争う。

被告は、被告の業務形態では平成18年法律第115号による改正前の貸金業法43条1項(以下「みなし弁済規定」という。)の適用要件を具備していないとの指導を監督官庁から受けたことはなく、被告が当事者であった熊本地方裁判所平成12年(レ)第25号事件の平成13年4月20日判決(乙65)では、みなし弁済の成立が認められていた。

不動産担保融資である第2取引における貸付けに際しては、被告は、原告に対し、乙42と甲37（乙83は同じもの）を交付しており、これら書面は17条書面としての要件を充足している。

また、被告は、顧客に対して、17条書面及び18条書面を交付する業務体制を構築していた。被告は、店頭及びATMで取引が行われた際に顧客に17条書面及び18条書面を交付していたのみならず、銀行振込みによって弁済を受けた際には、乙81のような記載内容の18条書面が顧客に自動的に送付される仕組みを構築し、訴外提携会社のCD機で取引が行われた際には、乙82のような記載内容の17条書面及び18条書面が顧客に自動的に送付される仕組みを構築していた。

したがって、被告には、本件取引についてみなし弁済規定の適用があるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。

#### (4) 法定利息の充当方法

##### (原告の主張)

本件取引から生じた過払金及び法定利息は、別紙計算書のとおり充当すべきである。

本件取引においては、同取引から発生した過払金をその後に発生する借入金債務に充当する旨の充当合意が存在するところ、当事者は、複数の権利関係が発生・併存する複雑な事態の招来を望まないから、既発生の過払金のみならず法定利息もその後に発生する借入金債務に充当する旨の充当合意があったとするのが、当事者の意思解釈として合理的である。

##### (被告の主張)

原告は別紙計算書において、法定利息は発生する都度、新たな借入金債務に充当するという充当計算方法を採用しているが、以下の理由から、このような充当方法は相当ではない。

最高裁平成19年6月7日判決（民集61巻4号1537頁）が判示した充當合意（過払金が発生した場合、過払金を、その後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意）とは、過払元金を借入金債務に充当する合意であって、過払利息（法定利息）を借入金債務に充当する合意ではない。貸金業者が、基本契約締結時において、自己が悪意の受益者である場合を前提として、過払金発生時から発生する法定利息をその後に発生した新たな借入金債務に充当する意思を有していたと推認することは困難である上、過払利息をその後に発生した新たな借入金債務に充当しないからといって、権利関係が複雑化するとはいえないから、本件取引の基本契約に法定利息をその後に発生した新たな借入金債務に充当する旨の合意が含まれていたと解することはできない。また、過払金発生後に新たな貸付けは、過払金債務の弁済として行われるものではないから、民法491条1項の適用又は類推適用はできず、これを根拠に法定利息を新たな借入金債務に充当することはできない。そして、法定利息を借入金債務に充当することを認めれば、法定利息は発生する都度これを過払元金へ組み入れるのと同じ結果となるため、民法405条の予定しない法定重利の発生を容認することとなるから、相当でない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)（一連計算の可否）について

証拠（甲1, 37, 乙1, 38, 41ないし50, 58の2, 60の5, 78ないし81〔特に記載のない限り、いずれも枝番を含む。以下、同じ。〕）及び弁論の全趣旨によれば、①本件取引の内平成13年6月28日の100万5770円の弁済までの取引（第1取引）は、返済方法をスライドリボルビング方式とし、融資極度額の範囲内で原告が被告から借り入れ及び弁済を繰り返しうることが予定された金銭消費貸借取引に係る基本契約を原告と被告間で締結した上で行われた無担保貸付取引であったこと（以下「本件無担保貸付け」

ともいう。），②本件取引の内平成13年6月28日の350万円の貸付け以後の取引（第2取引）は、原告の所有不動産に、根抵当権者を被告、債務者を原告、債権の範囲を金銭消費貸借取引、手形債券、小切手債権、保証取引とする極度額600万円の根抵当権を設定した上で、被告が原告に対し、平成13年6月28日には350万円を、平成14年10月4日には400万円を貸付け、原告が毎月約定の金額を分割して被告に弁済するという内容の不動産担保貸付取引であったこと（以下「本件不動産担保貸付け」ともいう。），③原告は、原告所有不動産を担保として被告から年利18%の第2取引に係る不動産担保貸付を受けて、その借入金でこれよりも高利の第1取引に係る借入金債務や被告以外の貸金業者数社に対する借入金債務を完済することによって、金利負担の軽減を図ることを意図して、平成13年6月28日、本件不動産担保貸付けに係る貸金元本を350万円とする金銭消費貸借契約を締結したこと，④同日時点の第1取引（本件無担保貸付け）の約定利率によって計算した場合の貸金元金及び利息の残債務合計額は、100万5770円であり、本件不動産担保貸付けの同日の貸付金350万円の内100万5770円は第1取引の上記の元利金100万5770円の弁済に充てられ、これにより第1取引の約定利息によって計算した場合の貸金元金及び利息は完済されたこと，⑤原告は、同日に被告から借入れを受けた金員の一部（172万円余り）を被告以外の貸金業者数社に対する借入金の弁済資金に充てたが、この弁済金は被告が原告に代わって上記各貸金業者に払い込んだこと，⑥原告は、平成13年6月28日の100万5770円の弁済の後は、第1取引に係る基本契約に基づく借入れ及び弁済を行っておらず、被告は、本件無担保貸付けに係る基本契約の契約書原本を現在所持していないこと，⑦第1取引は、平成12年4月12日に、原告が被告から88万1188円を借り入れて同日時点の約定利率で計算した場合の元利金残高である78万1188円を完済するという形の借換え及び貸増しが行われているが、同日以降は、第1取引の約定利率は年36.50

%、遅延損害金は年3.9.50%、融資限度額は100万円であったこと、⑧第2取引は、平成13年6月28日から最終弁済日である平成21年10月19日まで約8年余りにわたって行われ、平成13年6月28日に貸金元本額を350万円とする貸付けが行われた当初は、その約定利率は年1.8%，遅延損害金は年2.9.20%，返済日は毎月15日、毎月の返済額は7万9900円であったが、平成14年10月4日に貸金元本額を430万円とする借換え及び貸増しが行われて、同借換え及び貸増しの際に、その約定利率は年1.6.50%，遅延損害金は年2.0.20%，返済日は毎月13日、毎月の返済額は8万6700円と変更されたこと、⑨第1取引の契約番号は「△△△△-××××××-01」（「△△△△」は支店番号で、「××××××」は会員番号）であり、第2取引の契約番号は「△△△△-××××××-04」（「△△△△」は支店番号で、「××××××」は会員番号）であって、会員番号は第1取引及び第2取引において同一の番号が使用されていたこと、以上の事実が認められる。

上記認定のとおり、第1取引内及び第2取引内においても、借換え及び貸増しが行われて、同借換え及び貸増しの前後で約定利率、遅延損害金、毎月の返済日及び返済額等の契約条件が変更されるということは行われていた。そして、上記認定のとおり、第1取引と第2取引との間には空白期間はなく、弁論の全趣旨（被告答弁書の別紙計算書1等）によれば、利息制限法の制限利率により充当計算を行えば第1取引は平成13年6月28日の弁済が行われる前に過払金が発生する状態となっていたから、同日の第2取引の貸付け後に、その貸付金の一部が第1取引の弁済金に充てられた100万5770円については、100万5770円の弁済額全額が過払金となっている。また、上記認定事実⑥によれば、原告と被告は第1取引を平成13年6月28日の100万5770円の弁済をもって終了させる意思であり、第1取引を第2取引と併存して継続する意思はなかったと推認できる。

以上の認定事実によれば、第2取引は、第1取引の借換え及び貸増しとして行われた融資であり（なお、貸増し分の貸付金に係る原告の資金需要は、他の資金業者への弁済金の調達等であった。），原告と被告との間には、第1取引から発生した過払金を第2取引から発生した借入金債務に充当する旨の合意があったと推認できる。なぜなら、当事者、とりわけ借主は、貸主から貸付けを受けてその貸付金の一部を同じ貸主との間の従前の貸付取引の弁済金の支払に充てる際に、その弁済によって過払金が発生する場合に、当該過払金の返還請求権（過払金返還請求権は、仮に貸主が悪意の受益者であっても年5%の法定利息しか発生しない。）を、当該過払金発生に係る弁済金の調達のための借入れによって発生した借入金債務（これについては、年5%よりもはるかに高利の利息が発生する。本件の第2取引であれば平成13年6月28日時点では年18%の金利である。）と併存させておくという不合理な状態を、特段の事情がない限り、望まないと考えられるからである。また、貸金業者である貸主は、みなし弁済規定の適用がない場合には利息制限法の制限利率に従って充当計算が行われることになることは当然認識していると考えられる上、従前の貸付取引について過払金が発生する状態となっているにもかかわらず、借主が、そのことに気付かずに、新たな借入れを行ってその借入金を原資として従前の貸付けに対する弁済金の趣旨で貸主に対して金員を支払った場合（いわゆる借換えを行った場合）に、実質的に金員の移動がない借換えの部分（本件では100万5770円）について過払金返還請求権と貸金返還請求権を併存させて、貸主が、実質的に金員の移動がない借換部分に対する過払金返還請求権と貸金返還請求権の差額分（いわゆる利ざや）を獲得できるというのは不合理であって、借主が当然そのような処理を望まないことは、了解していると考えられるからである。加えて、借主及び貸主ともに、複数の権利関係が発生するような事態が生じることを望まないのが通常であり、例えば、一度の機会で行われた貸付けの借換え部分と貸増し部分を区別して、貸付金の一部（例えば借

換部分）を従前の取引と一連計算して、その余（貸増部分）を別個の貸付けとして計算するというような複雑な充当計算を行うことも通常は望まないと考えられる。そして、本件においては、上記認定のとおり、第2取引の不動産担保貸付けは、第1取引の元利金を完済することも目的の一つとして行われたものであり、第1取引の係る基本契約は第2取引開始時に終了していて、第1取引と第2取引は併存していないのであるから、借主において、第1取引から生じた過払金の返還請求権を、第2取引から生じる債権債務と併存させておくことを望んだことを推測させる特段の事情は窺えない。

以上からすれば、第1取引に係る基本契約と第2取引に係る金銭消費貸借契約がそれぞれ別に締結されていること、第1取引と第2取引の契約内容、取引形態、契約条件が異なっていること等を考慮してもなお、上記のとおり、第1取引から生じた過払金を第2取引から生じた借入金債務に充当する合意があったものとして、第1取引と第2取引は一連の充当計算をするのが相当である。

## 2 争点(2)（みなし弁済）について

証拠（甲37、乙42ないし44、48、63、64、78ないし80）及び弁論の全趣旨によれば、平成13年6月18日に原告と被告との間で本件不動産担保貸付けに係る消費貸借契約が締結されるに当たって、不動産鑑定料として9万4500円を原告が負担することが合意されて、被告は、原告に対する貸付金の内から上記不動産鑑定料9万4500円と振込手数料525円（乙64）の合計額である9万5025円を「預り金」として控除して（乙78の3、80），被告が原告に代わって坪田不動産鑑定事務所に対して不動産鑑定料9万4500円を振込手数料525円を使用して銀行振込みによって支払ったこと、上記の不動産鑑定料は、本件不動産担保貸付けにおいて根抵当権が設定された原告所有不動産（岡山市寺山字山下390番の土地と同番地家屋番号390番の2の建物。以下「原告所有不動産」という。）の価格を評価するた

めの費用であったこと、被告は、原告所有不動産の価格の資料としては、同不動産の固定資産評価額が記載された平成11年度ないし平成13年度の「固定資産名簿（土地・建物）」も取得しており、同不動産の上記各年度の固定資産評価額はいずれも合計1100万円を超えていたこと（乙48），被告は、本件不動産担保貸付けを行うに当たって、原告所有不動産を共同担保として、同不動産に極度額600万円の根抵当権を設定したこと（乙43），以上の事実が認められる。

上記認定事実によれば、上記の不動産鑑定料9万4500円は、被告が原告所有不動産を担保として貸付けを行うか否かやいくらの金額を貸し付けるか等を判断するために行った担保不動産の価値の査定評価のための費用であり、被告において、固定資産評価額によって担保価値を評価するよりもさらに厳密で正確な方法で担保価値を評価することを望んだことから実施された不動産鑑定のために要した費用であるといえる。上記のような不動産鑑定のための費用は、被告の利益のために支出された費用であり、上記で認定した同不動産費用の支払の経過を鑑みれば、同不動産費用は、原告にとっては、被告から本件不動産担保貸付けを受けるに際して支払わざるを得ない「元本以外の金銭」に当たると認められる。

したがって、平成13年6月28日に被告から原告に対する貸付金から控除される形で原告から被告に対して預けられた上記の不動産鑑定料9万4500円は、利息制限法3条の「債権者の受けた元本以外の金銭」に当たり、同条のいわゆる「みなし利息」に該当する。

### 3 争点(3)（悪意の受益者）について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しております、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法

律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。被告は、本件において法43条1項の適用があることについて主張、立証をしないものの、同項の適用があるものとの認識を有しており、かつそのような認識を有するに至つたことについてやむを得ないといえる特段の事情があると主張するので、検討する。

(2) 本件取引のうち第1取引は、平成13年6月28日までに行われたリボルビング方式による金銭消費貸借取引であるところ、被告は、同取引期間中に被告において顧客に交付していた基本契約書（以下「基本契約書」という。）の書式を証する書証として乙7（平成11年5月26日付け極度額借入契約書）を提出し、個別の貸付け及び弁済の際に顧客に交付していた「領収書兼ご利用明細書」（以下「利用明細書」という。）等の書面の書式を証する書証として乙59、81を提出するとともに、同取引期間中に現に被告が原告に17条書面として交付した書面として乙58の2（平成12年4月12日付けの利用明細書）を提出し、現に被告が原告に18条書面として交付した書面として乙60の5（平成13年6月28日付けの利用明細書）を提出し、利用明細書に現に印字がされて原告に交付されていることを証する書証として乙58の1・3、60の1ないし4（ATMジャーナルと呼ばれる書面）を提出する。

そして、被告が顧客に交付していた基本契約書の書式を証する書証として提出する乙7の平成11年5月26日付け極度額借入契約書には、17条書面を受領した旨の記載及び同記載の下に受領者の自署欄が存在する。

また、証拠（乙41、58の2、78、79）及び弁論の全趣旨によれば、平成12年4月12日に、原告は被告に対して借入申込書（乙41）を提出して、新たな契約書が作成され、同日に88万1188円が被告から原告に

貸し付けられるとともに、同貸付金の内 78万1188円を同日までに発生した約定利率による元利金債務の弁済金に充当し、残余の10万円を被告から原告に手渡しするという形で借換え及び貸増しが行われたこと、同日の借入申込書や契約書等の書面の作成、交付及び金銭の授受は被告の店頭で行われたことが認められる。

そうすると、仮に被告が平成12年4月12日に乙7と同様の記載事項のある基本契約書を作成し、かつ、これを17条書面として原告に交付していたとすれば、被告は、17条書面を受領した旨の記載の下に原告が自署した基本契約書の控えを原告から受領して、これを乙41及び乙58の2と共に保管して、本件訴訟において書証として提出していると考えられるところ、被告は、乙7と同様の記載事項のある平成12年4月12日付けの基本契約書の控えを本件において書証として提出していない。したがって、被告が、同日に、原告に対して乙7の基本契約書と同様の記載内容のある基本契約書を交付したと認めることはできない。また、被告が、平成12年4月12日に原告に対して17条書面として交付したと主張する乙58の2の利用明細書は、左下に同書面を受領した旨の原告の自署は存在するものの、「貸付けの利率」、「返済の方式」、「返済期間及び返済回数」、「賠償額の予定」の記載がなく、同利用明細書は、それだけでは、貸金業法17条の所定の要件を充足しない書面であることは明らかである。さらに、乙41の平成12年4月12日付けの原告作成の借入申込書には、「貸付けの利率」や「返済の方式」、「賠償額の予定」に係る事項の記載はあるものの、同借入申込書と同内容の記載のある書面を被告が原告に交付したことを認めるに足りる証拠はない。

上記の認定によれば、被告が、第1取引の取引期間中に、被告が主張し証拠として提出するとおりの書式の書面を原告に対して交付していたものと推認することはできない。

そうすると、本件証拠によつては、第1取引において、被告が、みなし弁済規定の適用があると認識し、かつ、そつ認識してもやむを得ないといえる特段の事情があつたと認めることはできず、被告は、第1取引において過払金が発生した時点で、その過払金について悪意の受益者であったと推認される。

(3) 本件取引のうち第2取引は、不動産担保貸付けであり、被告は、同取引期間中に原告に17条書面として現に交付した金銭消費貸借契約書として乙42、83を提出し、同取引期間中に個別の弁済の際に被告において顧客に交付していた利用明細書等の書面の書式を証する書証として乙61の1ないし9、74ないし77、82を提出し、同取引期間中に現に被告が原告に18条書面として交付した書面として乙60の6・8・10の領収書等を提出し、利用明細書に現に印字がされて原告に交付されていることを証する書証として乙60の7・9・11ないし13を提出する。

しかしながら、前記(1)で認定、判示したとおり、平成12年4月12日の被告の原告に対する貸付けに係る各種書面の記載内容や証拠の提出状況等に照らせば、被告が主張するとおりの書式の書面を原告に対して交付したことについては疑いが差し挟まれるところであり、第2取引についても、上記の被告提出の書証によつては、貸付け及び個別の弁済が行われた都度、被告が原告に対して被告が主張するとおりの記載内容の書面を交付していたことを推認するに足りない。

したがつて、第2取引においても、被告が、みなし弁済規定の適用があると認識し、かつ、そつ認識してもやむを得ないといえる特段の事情があつたと認めることはできない。

(4) 以上より、被告は、本件取引から生じた過払金について、過払金発生時点から悪意の受益者であったと推認でき、被告は、原告に対し、過払金の発生時点から民法所定の年5分の割合による法定利息を支払うべきこととなる。

#### 4 争点(4)（法定利息の充当方法）について

同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けとその返済が繰り返される金銭消費貸借取引においては、借主は、借入れ総額の減少を望み、複数の権利関係が発生するような事態が生じることは望まないのが通常と考えられることから、借主が借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を支払い、この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が存する場合、この過払金は、弁済当時に他の借入金債務が存在する場合には、特段の事情のない限り、法489条及び491条の規定に従って同借入金債務に充当される（最高裁平成15年7月18日第二小法廷判決参照）。また、基本契約に基づく継続的金銭消費貸借取引や基本契約を締結せずに多数回の貸付けが行われている取引で、1個の連続した貸付取引であると評価できる場合、あるいは、基本契約は複数存在しても同各契約に基づく取引が事実上1個の連続した貸付取引であると評価できる場合には、当事者は、複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないのが通常であると考えられることから、制限超過部分を元本に充当した結果過払金が発生した場合には、特段の事情のない限り、その後に発生する新たな借入金債務に充当することを合意するいわゆる充当合意があると解される（最高裁平成19年6月7日第一小法廷判決、最高裁平成19年7月19日第一小法廷判決、最高裁平成20年1月18日第二小法廷判決等参照）。

上記の判示のとおり、充当合意が当事者間に存在すると推認されるのは、借主は借入総額の減少を望み、当事者は複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないのが通常であることにあるのであるから、充当合意が存在すると認められる金銭消費貸借取引においては、充当合意の内容として、新たな貸付けがなされた時点ですでに過払金及び法定利息が発生していた場合には、複数の権利関係が発生しないように、借入金債務に過払金及び法定利息を充当するという合意があったものと推認できる。また、上記のような充当合

意の趣旨（充当合意は、借入総額を減少させ複数の権利関係が生じないようにするという借主側の要望に重きを置いた合意であること）や、民法491条及び同512条の法意に照らせば、借入金債務が発生した時点ですでに過払金及び法定利息が発生していた場合には、借入金債務にまず法定利息を充当し次に過払金を充当するという充当の順序・方法が、これと異なる合意があるなどの特段の事情がない限り、充当合意の内容として合意されていると解するのが相当である。

そうすると、本件取引のうち第1取引は、限度額の範囲内で貸付け及び弁済が繰り返されることが予定されたリボルビング方式の継続的金銭消費貸借取引であり、上記判示の「同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けとその返済が繰り返される金銭消費貸借取引」に当たること、前記1で認定したとおり、原告と被告との間には第1取引から生じた過払金を第2取引から生じた借入金債務に充当する旨の充当合意が存在したと認められ、第1取引と第2取引は事実上1個の連続した貸付取引であると評価できることからすれば、本件取引においては、充当合意が存在し、その充当合意の内容として、過払金及び法定利息が発生した場合には、その後に生じる過払金債務に法定利息、過払金の順に充当するという旨の合意があったと認められる。

したがって、本件取引の利息制限法に制限利息に基づく充当計算は、別紙計算書のとおりとなる。

なお、被告は、法定利息は、当事者の意思に関係なく民法の規定に基づいて発生するものであって、被告が原告に対して法定利息に当たる金員を弁済として提供したわけではないから、民法491条1項の適用又は類推適用はできない旨を主張するが、本件取引において法定利息を借入金債務に充当するのは、上記で判示したとおり当事者間の充当合意を根拠とするのであって、民法491条1項を根拠とするのではないから、被告の上記主張は失当である。

また、被告は、法定利息を借入金債務に充当することを認めれば、法定利息

は発生する都度これを過払元金へ組み入れるのと同じ結果となるため、民法405条の予定しない重利の発生を容認することとなって相当でないと主張する。しかし、上記で判示した法定利息の充当計算の方法は、法定利息の金額を過払金の金額に組み入れて、法定利息を組み入れた後の過払金についてさらに法定利息の発生を認めるというものではないから、過払金について重利を認めるものではなく、被告の上記主張は失当である。

## 5 結論

以上によれば、本件取引の利息制限法の制限利息による充当計算は別紙計算書のとおりとなり、原告の本件請求は理由があることとなるから、これを認容し、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第8民事部

裁判官 山下美和子

## 計算書

(別紙)

業者名 CFJ

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	返済金の利息(5%)	返済額の元本充当額
S63.05.16		25,612			18%	0			454,658	0	0	0
S63.05.21	45,342		5		18%	1,118	0	0	500,000	1,118	0	0
S63.06.15		25,000	25		18%	6,147	0	17,735	482,265	0	0	0
S63.07.14		20,000	29		18%	6,878	0	13,122	469,143	0	0	0
S63.08.16		30,000	33		18%	7,613	0	22,387	446,756	0	0	0
S63.09.14		16,678	29		18%	6,371	0	10,307	436,449	0	0	0
S63.10.14		23,000	30		18%	6,439	0	16,561	419,888	0	0	0
S63.10.26	20,000		12		18%	2,478	0	0	439,888	2,478	0	0
S63.11.14		22,000	19		18%	4,110	0	15,412	424,476	0	0	0
S63.12.14		30,000	30		18%	6,262	0	23,738	400,738	0	0	0
H01.01.14		26,000	31		18%	6,126	0	19,874	380,864	0	0	0
H01.02.14		20,000	31		18%	5,822	0	14,178	366,686	0	0	0
H01.03.14		40,000	28		18%	5,063	0	34,937	331,749	0	0	0
H01.04.03	30,000		20		18%	3,272	0	0	361,749	3,272	0	0
H01.04.14		20,000	11		18%	1,962	0	14,766	346,983	0	0	0
H01.05.15		20,360	31		18%	5,304	0	15,056	331,927	0	0	0
H01.05.19	40,000		4		18%	654	0	0	371,927	654	0	0
H01.06.14		20,000	26		18%	4,768	0	14,578	357,349	0	0	0
H01.07.14		20,000	30		18%	5,286	0	14,714	342,635	0	0	0
H01.08.16		25,000	33		18%	5,576	0	19,424	323,211	0	0	0
H01.09.14		215,000	29		18%	4,622	0	210,378	112,833	0	0	0
H01.10.13		10,000	29		18%	1,613	0	8,387	104,446	0	0	0
H01.10.13	100,000		0		18%	0	0	0	204,446	0	0	0
H01.11.14		20,000	32		18%	3,226	0	16,774	187,672	0	0	0
H01.11.14	50,000		0		18%	0	0	0	237,672	0	0	0
H01.11.27	50,000		13		18%	1,523	0	0	287,672	1,523	0	0
H01.12.14		25,000	17		18%	2,411	0	21,066	266,606	0	0	0
H02.01.16		20,000	33		18%	4,338	0	15,662	250,944	0	0	0
H02.02.14		20,000	29		18%	3,588	0	16,412	234,532	0	0	0
H02.03.14		25,000	28		18%	3,238	0	21,762	212,770	0	0	0
H02.04.13		23,000	30		18%	3,147	0	19,853	192,917	0	0	0
H02.04.13	50,000		0		18%	0	0	0	242,917	0	0	0
H02.05.14		25,000	31		18%	3,713	0	21,287	221,630	0	0	0
H02.06.14		20,000	31		18%	3,388	0	16,612	205,018	0	0	0
H02.06.14	40,000		0		18%	0	0	0	245,018	0	0	0
H02.07.13		15,000	29		18%	3,504	0	11,496	233,522	0	0	0
H02.08.10		30,000	28		18%	3,224	0	26,776	206,746	0	0	0
H02.09.14		30,000	35		18%	3,568	0	26,432	180,314	0	0	0
H02.10.11		23,000	27		18%	2,400	0	20,600	159,714	0	0	0
H02.11.13		25,000	33		18%	2,599	0	22,401	137,313	0	0	0
H02.12.14		20,000	31		18%	2,099	0	17,901	119,412	0	0	0
H02.12.25	60,000		11		18%	647	0	0	179,412	647	0	0
H03.01.14		20,000	20		18%	1,769	0	17,584	161,828	0	0	0
H03.01.14	100,000		0		18%	0	0	0	261,828	0	0	0
H03.01.25	100,000		11		18%	1,420	0	0	361,828	1,420	0	0
H03.02.12	100,000		18		18%	3,211	0	0	461,828	4,631	0	0
H03.02.14		36,000	2		18%	455	0	30,914	430,914	0	0	0
H03.02.27	20,000		13		18%	2,762	0	0	450,914	2,762	0	0
H03.03.14		37,000	15		18%	3,335	0	30,903	420,011	0	0	0
H03.03.20	20,000		6		18%	1,242	0	0	440,011	1,242	0	0
H03.04.12		38,000	23		18%	4,990	0	31,768	408,243	0	0	0
H03.05.01	10,000		19		18%	3,825	0	0	418,243	3,825	0	0
H03.05.13		40,000	12		18%	2,475	0	33,700	384,543	0	0	0
H03.05.22	20,000		9		18%	1,706	0	0	404,543	1,706	0	0
H03.06.13		40,000	22		18%	4,389	0	33,905	370,638	0	0	0
H03.07.04	20,000		21		18%	3,838	0	0	390,638	3,838	0	0
H03.07.12		40,000	8		18%	1,541	0	34,621	356,017	0	0	0
H03.07.22	20,000		10		18%	1,755	0	0	376,017	1,755	0	0
H03.08.12		40,000	21		18%	3,894	0	34,351	341,666	0	0	0
H03.09.02	20,000		21		18%	3,538	0	0	361,666	3,538	0	0
H03.09.12		40,000	10		18%	1,783	0	34,679	326,987	0	0	0
H03.09.24	20,000		12		18%	1,935	0	0	346,987	1,935	0	0

## 計算書

(別紙)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利 息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	返済金の利息(5%)	返済利息の元本充当額
H03.10.14		40,000	20		18%	3,422	0	34,643	312,344	0	0	0
H03.10.28	10,000		14		18%	2,156	0	0	322,344	2,156	0	0
H03.11.12		40,000	15		18%	2,384	0	35,460	286,884	0	0	0
H03.11.19	20,000		7		18%	990	0	0	306,884	990	0	0
H03.12.13		40,000	24		18%	3,632	0	35,378	271,506	0	0	0
H04.01.13		40,000	31		18%	4,139	0	35,861	235,645	0	0	0
H04.01.28	40,000		15		18%	1,738	0	0	275,645	1,738	0	0
H04.02.13		40,000	16		18%	2,169	0	36,093	239,552	0	0	0
H04.02.27	20,000		14		18%	1,649	0	0	259,552	1,649	0	0
H04.03.13		40,000	15		18%	1,914	0	36,437	223,115	0	0	0
H04.03.27	20,000		14		18%	1,536	0	0	243,115	1,536	0	0
H04.04.13		40,000	17		18%	2,032	0	36,432	206,683	0	0	0
H04.04.27	10,000		14		18%	1,423	0	0	216,683	1,423	0	0
H04.05.13		40,000	16		18%	1,705	0	36,872	179,811	0	0	0
H04.05.25	20,000		12		18%	1,061	0	0	199,811	1,061	0	0
H04.06.12		40,000	18		18%	1,768	0	37,171	162,640	0	0	0
H04.07.13		50,000	31		18%	2,479	0	47,521	115,119	0	0	0
H04.08.12		40,000	30		18%	1,698	0	38,302	76,817	0	0	0
H04.08.24	70,000		12		18%	453	0	0	146,817	453	0	0
H04.09.11		40,000	18		18%	1,299	0	38,248	108,569	0	0	0
H04.10.03	20,000		22		18%	1,174	0	0	128,569	1,174	0	0
H04.10.13		40,000	10		18%	632	0	38,194	90,375	0	0	0
H04.10.24	20,000		11		18%	488	0	0	110,375	488	0	0
H04.11.13		40,000	20		18%	1,085	0	38,427	71,948	0	0	0
H04.11.24	10,000		11		18%	389	0	0	81,948	389	0	0
H04.12.11		40,000	17		18%	685	0	38,926	43,022	0	0	0
H05.01.12		40,000	32		18%	678	0	39,322	3,700	0	0	0
H05.02.12		40,000	31		18%	56	0	39,944	-36,244	0	0	0
H05.02.17	60,000		5		0%	0	0	0	23,732	0	24	24
H05.03.12		40,000	23		18%	269	0	39,731	-15,999	0	0	0
H05.03.22	20,000		10		0%	0	0	0	3,980	0	21	21
H05.04.12		40,000	21		18%	41	0	39,959	-35,979	0	0	0
H05.05.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-75,979	0	152	0
H05.05.26	40,000		13		0%	0	0	0	-36,266	0	135	287
H05.06.14		40,000	19		0%	0	0	40,000	-76,266	0	94	0
H05.07.13		40,000	29		0%	0	0	40,000	-116,266	0	302	0
H05.08.12		40,000	30		0%	0	0	40,000	-156,266	0	477	0
H05.08.26	50,000		14		0%	0	0	0	-107,438	0	299	1,172
H05.09.13		40,000	18		0%	0	0	40,000	-147,438	0	264	0
H05.09.30	20,000		17		0%	0	0	0	-128,045	0	343	607
H05.10.13		40,000	13		0%	0	0	40,000	-168,045	0	228	0
H05.11.12		40,000	30		0%	0	0	40,000	-208,045	0	690	0
H05.11.24	40,000		12		0%	0	0	0	-169,304	0	341	1,259
H05.12.13		40,000	19		0%	0	0	40,000	-209,304	0	440	0
H06.01.12		40,000	30		0%	0	0	40,000	-249,304	0	860	0
H06.01.20	40,000		8		0%	0	0	0	-210,877	0	273	1,573
H06.02.14		40,000	25		0%	0	0	40,000	-250,877	0	722	0
H06.03.14		40,000	28		0%	0	0	40,000	-290,877	0	962	0
H06.04.02	40,000		19		0%	0	0	0	-253,318	0	757	2,441
H06.04.12		40,000	10		0%	0	0	40,000	-293,318	0	347	0
H06.05.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-333,318	0	1,245	0
H06.06.02	30,000		20		0%	0	0	0	-305,823	0	913	2,505
H06.06.13		40,000	11		0%	0	0	40,000	-345,823	0	460	0
H06.07.13		40,000	30		0%	0	0	40,000	-385,823	0	1,421	0
H06.08.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-425,823	0	1,638	0
H06.09.14		40,000	32		0%	0	0	40,000	-465,823	0	1,866	0
H06.09.20	80,000		6		0%	0	0	0	-391,590	0	382	5,767
H06.10.12		40,000	22		0%	0	0	40,000	-431,590	0	1,180	0
H06.11.14		40,000	33		0%	0	0	40,000	-471,590	0	1,951	0
H06.11.23	40,000		9		0%	0	0	0	-435,302	0	581	3,712
H06.12.13		40,000	20		0%	0	0	40,000	-475,302	0	1,192	0
H07.01.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-515,302	0	2,018	0
H07.02.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-555,302	0	2,188	0
H07.02.25	50,000		12		0%	0	0	0	-511,612	0	912	6,310

## 計算書

(別紙)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利 息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H07.03.13		40,000	16		0%	0	0	40,000	-551,612	0	1,121	0
H07.03.17	20,000		4		0%	0	0	0	-533,035	0	302	1,423
H07.04.12		40,000	26		0%	0	0	40,000	-573,035	0	1,898	0
H07.04.27	20,000		15		0%	0	0	0	-556,110	0	1,177	3,075
H07.05.13		40,000	16		0%	0	0	40,000	-596,110	0	1,218	0
H07.05.28	20,000		15		0%	0	0	0	-578,552	0	1,224	2,442
H07.06.15		40,000	18		0%	0	0	40,000	-618,552	0	1,426	0
H07.06.28	20,000		13		0%	0	0	0	-601,079	0	1,101	2,527
H07.07.13		40,000	15		0%	0	0	40,000	-641,079	0	1,235	0
H07.07.21	21,000		8		0%	0	0	0	-622,016	0	702	1,937
H07.08.12		40,000	22		0%	0	0	40,000	-662,016	0	1,874	0
H07.08.24	19,000		12		0%	0	0	0	-645,978	0	1,088	2,962
H07.09.13		40,000	20		0%	0	0	40,000	-685,978	0	1,769	0
H07.09.22	17,000		9		0%	0	0	0	-671,592	0	845	2,614
H07.10.13		40,000	21		0%	0	0	40,000	-711,592	0	1,931	0
H07.10.17	18,000		4		0%	0	0	0	-695,912	0	389	2,320
H07.11.13		40,000	27		0%	0	0	40,000	-735,912	0	2,573	0
H07.12.13		40,000	30		0%	0	0	40,000	-775,912	0	3,024	0
H08.01.06	37,000		24		0%	0	0	0	-747,052	0	2,543	8,140
H08.01.12		40,000	6		0%	0	0	40,000	-787,052	0	612	0
H08.02.13		40,000	32		0%	0	0	40,000	-827,052	0	3,440	0
H08.03.13		40,000	29		0%	0	0	40,000	-867,052	0	3,276	0
H08.04.12		40,000	30		0%	0	0	40,000	-907,052	0	3,553	0
H08.05.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-947,052	0	3,841	0
H08.06.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-987,052	0	4,010	0
H08.07.13		40,000	30		0%	0	0	40,000	-1,027,052	0	4,045	0
H08.08.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-1,067,052	0	4,349	0
H08.09.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-1,107,052	0	4,518	0
H08.10.11		40,000	28		0%	0	0	40,000	-1,147,052	0	4,234	0
H08.11.12		40,000	32		0%	0	0	40,000	-1,187,052	0	5,014	0
H08.12.12		40,000	30		0%	0	0	40,000	-1,227,052	0	4,864	0
H09.01.13		40,000	32		0%	0	0	40,000	-1,267,052	0	5,378	0
H09.02.12		40,000	30		0%	0	0	40,000	-1,307,052	0	5,207	0
H09.03.13		40,000	29		0%	0	0	40,000	-1,347,052	0	5,192	0
H09.04.12		40,000	30		0%	0	0	40,000	-1,387,052	0	5,535	0
H09.05.12		30,000	30		0%	0	0	30,000	-1,417,052	0	5,700	0
H09.06.13		30,000	32		0%	0	0	30,000	-1,447,052	0	6,211	0
H09.07.13		30,000	30		0%	0	0	30,000	-1,477,052	0	5,946	0
H09.08.13		30,000	31		0%	0	0	30,000	-1,507,052	0	6,272	0
H09.09.15		30,000	33		0%	0	0	30,000	-1,537,052	0	6,812	0
H09.10.13		30,000	28		0%	0	0	30,000	-1,567,052	0	5,895	0
H09.11.13		30,000	31		0%	0	0	30,000	-1,597,052	0	6,654	0
H09.12.13		30,000	30		0%	0	0	30,000	-1,627,052	0	6,563	0
H10.01.13		30,000	31		0%	0	0	30,000	-1,657,052	0	6,909	0
H10.02.13		30,000	31		0%	0	0	30,000	-1,687,052	0	7,036	0
H10.03.12		30,000	27		0%	0	0	30,000	-1,717,052	0	6,239	0
H10.04.13		25,000	32		0%	0	0	25,000	-1,742,052	0	7,526	0
H10.05.12		22,000	29		0%	0	0	22,000	-1,764,052	0	6,920	0
H10.06.13		22,000	32		0%	0	0	22,000	-1,786,052	0	7,732	0
H10.07.13		23,000	30		0%	0	0	23,000	-1,809,052	0	7,339	0
H10.08.13		25,000	31		0%	0	0	25,000	-1,834,052	0	7,682	0
H10.09.14		20,000	32		0%	0	0	20,000	-1,854,052	0	8,039	0
H10.09.14	300,000	0			0%	0	0	0	-1,736,595	0	0	182,543
H10.10.13		30,000	29		0%	0	0	30,000	-1,766,595	0	6,898	0
H10.10.13	100,000	0			0%	0	0	0	-1,673,493	0	0	6,898
H10.11.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-1,713,493	0	7,106	0
H10.12.14		30,000	31		0%	0	0	30,000	-1,743,493	0	7,276	0
H10.12.31	150,000	17			0%	0	0	0	-1,611,935	0	4,060	18,442
H11.01.13		40,000	13		0%	0	0	40,000	-1,651,935	0	2,870	0
H11.02.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-1,691,935	0	7,015	0
H11.02.13	80,000	0			0%	0	0	0	-1,621,820	0	0	9,885
H11.03.13		40,000	28		0%	0	0	40,000	-1,661,820	0	6,220	0
H11.03.13	150,000	0			0%	0	0	0	-1,518,040	0	0	6,220
H11.04.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-1,558,040	0	6,446	0

## 計算書

(別紙)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利 息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H11.04.13	70,000		0		0%	0	0	0	-1,494,486	0	0	6,446
H11.05.13		40,000	30		0%	0	0	40,000	-1,534,486	0	6,141	0
H11.05.13	19,000		0		0%	0	0	0	-1,521,627	0	0	6,141
H11.06.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-1,561,627	0	6,461	0
H11.07.13		40,000	30		0%	0	0	40,000	-1,601,627	0	6,417	0
H11.07.13	37,000		0		0%	0	0	0	-1,577,505	0	0	12,878
H11.08.12		40,000	30		0%	0	0	40,000	-1,617,505	0	6,482	0
H11.08.12	18,000		0		0%	0	0	0	-1,605,987	0	0	6,482
H11.09.13		40,000	32		0%	0	0	40,000	-1,645,987	0	7,039	0
H11.09.13	17,000		0		0%	0	0	0	-1,636,026	0	0	7,039
H11.10.13		40,000	30		0%	0	0	40,000	-1,676,026	0	6,723	0
H11.10.13	19,000		0		0%	0	0	0	-1,663,749	0	0	6,723
H11.11.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-1,703,749	0	7,065	0
H11.11.13	12,000		0		0%	0	0	0	-1,698,814	0	0	7,065
H11.12.13		40,000	30		0%	0	0	40,000	-1,738,814	0	6,981	0
H12.01.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-1,778,814	0	7,363	0
H12.01.13	40,000		0		0%	0	0	0	-1,753,158	0	0	14,344
H12.02.14		40,000	32		0%	0	0	40,000	-1,793,158	0	7,664	0
H12.03.13		40,000	28		0%	0	0	40,000	-1,833,158	0	6,859	0
H12.03.13	40,000		0		0%	0	0	0	-1,807,681	0	0	14,523
H12.04.12		40,000	30		0%	0	0	40,000	-1,847,681	0	7,408	0
H12.04.12		781,188	0		0%	0	0	781,188	-2,628,869	0	0	0
H12.04.12	881,188		0		0%	0	0	0	-1,755,089	0	0	7,408
H12.04.28	50,000		16		0%	0	0	0	-1,708,925	0	3,836	3,836
H12.05.12		40,000	14		0%	0	0	40,000	-1,748,925	0	3,268	0
H12.05.12	60,000		0		0%	0	0	0	-1,692,193	0	0	3,268
H12.06.13		40,000	32		0%	0	0	40,000	-1,732,193	0	7,397	0
H12.07.12		40,000	29		0%	0	0	40,000	-1,772,193	0	6,862	0
H12.07.12	40,000		0		0%	0	0	0	-1,746,452	0	0	14,259
H12.08.12		40,000	31		0%	0	0	40,000	-1,786,452	0	7,396	0
H12.09.13		40,000	32		0%	0	0	40,000	-1,826,452	0	7,809	0
H12.09.13	20,000		0		0%	0	0	0	-1,821,657	0	0	15,205
H12.10.12		40,000	29		0%	0	0	40,000	-1,861,657	0	7,216	0
H12.11.13		40,000	32		0%	0	0	40,000	-1,901,657	0	8,138	0
H12.11.13	20,000		0		0%	0	0	0	-1,897,011	0	0	15,354
H12.12.12		40,000	29		0%	0	0	40,000	-1,937,011	0	7,515	0
H13.01.15		40,000	34		0%	0	0	40,000	-1,977,011	0	9,021	0
H13.01.15	18,000		0		0%	0	0	0	-1,975,547	0	0	16,536
H13.02.10		40,000	26		0%	0	0	40,000	-2,015,547	0	7,036	0
H13.02.10	15,000		0		0%	0	0	0	-2,007,583	0	0	7,036
H13.03.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-2,047,583	0	8,525	0
H13.03.13	9,000		0		0%	0	0	0	-2,047,108	0	0	8,525
H13.04.13		40,000	31		0%	0	0	40,000	-2,087,108	0	8,693	0
H13.05.02	10,000		19		0%	0	0	0	-2,087,108	0	5,432	10,000
H13.05.11		40,000	9		0%	0	0	40,000	-2,127,108	0	2,573	0
H13.05.11	13,000		0		0%	0	0	0	-2,120,806	0	0	6,698
H13.06.12		40,000	32		0%	0	0	40,000	-2,160,806	0	9,296	0
H13.06.28		1,005,770	16		0%	0	0	1,005,770	-3,166,576	0	4,736	0
H13.06.28	3,500,000		0		0%	0	0	0	319,392	0	0	14,032
H13.06.28	63,000	0			18%	0	0	63,000	256,392	0	0	0
H13.06.28	94,500	0			18%	0	0	94,500	161,892	0	0	0
H13.07.13		80,000	15		18%	1,197	0	78,803	83,089	0	0	0
H13.08.15		80,000	33		18%	1,352	0	78,648	4,441	0	0	0
H13.09.14		80,000	30		18%	65	0	79,935	-75,494	0	0	0
H13.10.15		80,000	31		0%	0	0	80,000	-155,494	0	320	0
H13.11.15		80,000	31		0%	0	0	80,000	-235,494	0	660	0
H13.12.15		80,000	30		0%	0	0	80,000	-315,494	0	967	0
H14.01.11		80,000	27		0%	0	0	80,000	-395,494	0	1,166	0
H14.02.13		80,000	33		0%	0	0	80,000	-475,494	0	1,787	0
H14.03.13		80,000	28		0%	0	0	80,000	-555,494	0	1,823	0
H14.04.12		80,000	30		0%	0	0	80,000	-635,494	0	2,282	0
H14.05.13		80,000	31		0%	0	0	80,000	-715,494	0	2,698	0
H14.06.12		80,000	30		0%	0	0	80,000	-795,494	0	2,940	0
H14.07.13		80,000	31		0%	0	0	80,000	-875,494	0	3,378	0

## 計算書

(別紙)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利 息	遅延損害金	元金 返済額	残元金	未清算利息	返済日の利息(%)	返済時の元本充当額
H14.08.12		80,000	30		0%	0	0	80,000	-955,494	0	3,597	0
H14.09.13		80,000	32		0%	0	0	80,000	-1,035,494	0	4,188	0
H14.10.04		31,180	21		0%	0	0	31,180	-1,066,674	0	2,978	0
H14.10.04		3,010,795	0		0%	0	0	3,010,795	-4,077,469	0	0	0
H14.10.04	4,300,000		0		0%	0	0	0	193,747	0	0	28,784
H14.10.04		27,073	0		18%	0	0	27,073	166,674	0	0	0
H14.11.13		110,000	40		18%	3,287	0	106,713	59,961	0	0	0
H14.12.13		85,000	30		18%	887	0	84,113	-24,152	0	0	0
H15.01.14		90,000	32		0%	0	0	90,000	-114,152	0	105	0
H15.02.13		85,000	30		0%	0	0	85,000	-199,152	0	469	0
H15.03.13		90,000	28		0%	0	0	90,000	-289,152	0	763	0
H15.04.14		88,000	32		0%	0	0	88,000	-377,152	0	1,267	0
H15.05.13		87,000	29		0%	0	0	87,000	-464,152	0	1,498	0
H15.06.13		88,000	31		0%	0	0	88,000	-552,152	0	1,971	0
H15.07.14		88,000	31		0%	0	0	88,000	-640,152	0	2,344	0
H15.08.12		88,000	29		0%	0	0	88,000	-728,152	0	2,543	0
H15.08.25		2,500	13		0%	0	0	2,500	-730,652	0	1,296	0
H15.09.12		88,000	18		0%	0	0	88,000	-818,652	0	1,801	0
H15.10.14		88,000	32		0%	0	0	88,000	-906,652	0	3,588	0
H15.11.13		88,000	30		0%	0	0	88,000	-994,652	0	3,725	0
H15.12.13		88,000	30		0%	0	0	88,000	-1,082,652	0	4,087	0
H16.01.13		88,000	31		0%	0	0	88,000	-1,170,652	0	4,585	0
H16.02.13		88,000	31		0%	0	0	88,000	-1,258,652	0	4,957	0
H16.03.13		88,000	29		0%	0	0	88,000	-1,346,652	0	4,986	0
H16.04.13		88,000	31		0%	0	0	88,000	-1,434,652	0	5,703	0
H16.05.13		88,000	30		0%	0	0	88,000	-1,522,652	0	5,879	0
H16.06.14		88,000	32		0%	0	0	88,000	-1,610,652	0	6,656	0
H16.07.13		88,000	29		0%	0	0	88,000	-1,698,652	0	6,380	0
H16.08.12		88,000	30		0%	0	0	88,000	-1,786,652	0	6,961	0
H16.09.13		88,000	32		0%	0	0	88,000	-1,874,652	0	7,810	0
H16.10.13		88,000	30		0%	0	0	88,000	-1,962,652	0	7,683	0
H16.11.12		88,000	30		0%	0	0	88,000	-2,050,652	0	8,043	0
H16.12.12		78,000	30		0%	0	0	78,000	-2,128,652	0	8,404	0
H17.01.13		88,000	32		0%	0	0	88,000	-2,216,652	0	9,331	0
H17.02.14		88,000	32		0%	0	0	88,000	-2,304,652	0	9,716	0
H17.03.14		88,000	28		0%	0	0	88,000	-2,392,652	0	8,839	0
H17.04.13		90,000	30		0%	0	0	90,000	-2,482,652	0	9,832	0
H17.05.13		90,000	30		0%	0	0	90,000	-2,572,652	0	10,202	0
H17.06.13		88,000	31		0%	0	0	88,000	-2,660,652	0	10,924	0
H17.07.13		88,000	30		0%	0	0	88,000	-2,748,652	0	10,934	0
H17.08.12		88,000	30		0%	0	0	88,000	-2,836,652	0	11,295	0
H17.09.13		90,000	32		0%	0	0	90,000	-2,926,652	0	12,434	0
H17.10.13		88,000	30		0%	0	0	88,000	-3,014,652	0	12,027	0
H17.11.13		90,000	31		0%	0	0	90,000	-3,104,652	0	12,801	0
H17.12.13		90,000	30		0%	0	0	90,000	-3,194,652	0	12,758	0
H18.01.13		90,000	31		0%	0	0	90,000	-3,284,652	0	13,566	0
H18.02.13		90,000	31		0%	0	0	90,000	-3,374,652	0	13,948	0
H18.03.13		90,000	28		0%	0	0	90,000	-3,464,652	0	12,943	0
H18.04.13		90,000	31		0%	0	0	90,000	-3,554,652	0	14,712	0
H18.05.13		90,000	30		0%	0	0	90,000	-3,644,652	0	14,608	0
H18.06.10		90,000	28		0%	0	0	90,000	-3,734,652	0	13,979	0
H18.07.13		90,000	33		0%	0	0	90,000	-3,824,652	0	16,882	0
H18.08.12		90,000	30		0%	0	0	90,000	-3,914,652	0	15,717	0
H18.09.11		90,000	30		0%	0	0	90,000	-4,004,652	0	16,087	0
H18.10.13		90,000	32		0%	0	0	90,000	-4,094,652	0	17,554	0
H18.11.13		90,000	31		0%	0	0	90,000	-4,184,652	0	17,388	0
H18.12.11		90,000	28		0%	0	0	90,000	-4,274,652	0	16,050	0
H19.01.13		90,000	33		0%	0	0	90,000	-4,364,652	0	19,323	0
H19.02.10		90,000	28		0%	0	0	90,000	-4,454,652	0	16,741	0
H19.03.12		90,000	30		0%	0	0	90,000	-4,544,652	0	18,306	0
H19.04.13		90,000	32		0%	0	0	90,000	-4,634,652	0	19,921	0
H19.05.14		90,000	31		0%	0	0	90,000	-4,724,652	0	19,681	0
H19.06.13		90,000	30		0%	0	0	90,000	-4,814,652	0	19,416	0
H19.07.12		90,000	29		0%	0	0	90,000	-4,904,652	0	19,126	0

## 計算書

(別紙)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利 息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	返払金の利息(5%)	返払利息の元本充当額
H19.09.13		60,000	63		0%	0	0	60,000	-4,964,652	0	42,327	0
H19.10.13		90,000	30		0%	0	0	90,000	-5,054,652	0	20,402	0
H19.11.13		87,000	31		0%	0	0	87,000	-5,141,652	0	21,464	0
H19.12.13		90,000	30		0%	0	0	90,000	-5,231,652	0	21,130	0
H20.01.12		90,000	30		0%	0	0	90,000	-5,321,652	0	21,441	0
H20.02.13		90,000	32		0%	0	0	90,000	-5,411,652	0	23,264	0
H20.03.13		73,000	29		0%	0	0	73,000	-5,484,652	0	21,439	0
H20.04.14		87,000	32		0%	0	0	87,000	-5,571,652	0	23,976	0
H20.05.13		86,000	29		0%	0	0	86,000	-5,657,652	0	22,073	0
H20.06.13		90,000	31		0%	0	0	90,000	-5,747,652	0	23,960	0
H20.07.14		90,000	31		0%	0	0	90,000	-5,837,652	0	24,341	0
H20.08.13		80,000	30		0%	0	0	80,000	-5,917,652	0	23,924	0
H20.09.13		87,000	31		0%	0	0	87,000	-6,004,652	0	25,061	0
H20.10.14		90,000	31		0%	0	0	90,000	-6,094,652	0	25,429	0
H20.11.13		85,000	30		0%	0	0	85,000	-6,179,652	0	24,978	0
H20.12.12		90,000	29		0%	0	0	90,000	-6,269,652	0	24,482	0
H21.01.15		90,000	34		0%	0	0	90,000	-6,359,652	0	29,201	0
H21.02.13		90,000	29		0%	0	0	90,000	-6,449,652	0	25,264	0
H21.03.13		20,000	28		0%	0	0	20,000	-6,469,652	0	24,738	0
H21.03.14		70,000	1		0%	0	0	70,000	-6,539,652	0	886	0
H21.04.13		90,000	30		0%	0	0	90,000	-6,629,652	0	26,875	0
H21.05.13		90,000	30		0%	0	0	90,000	-6,719,652	0	27,245	0
H21.06.12		90,000	30		0%	0	0	90,000	-6,809,652	0	27,615	0
H21.07.13		89,000	31		0%	0	0	89,000	-6,898,652	0	28,917	0
H21.08.12		90,000	30		0%	0	0	90,000	-6,988,652	0	28,350	0
H21.09.14		62,000	33		0%	0	0	62,000	-7,050,652	0	31,592	0
H21.10.19		549	35		0%	0	0	549	-7,051,201	0	33,804	0
H23.03.14	3,800,000		511		0%	0	0	0	-4,969,508	0	493,584	1,718,307
H23.04.07			24		0%	0	0	0	-4,969,508	0	16,338	0
											未充当計	
									-4,985,846		16,338	

これは正本である。

平成 23 年 10 月 24 日

大阪地方裁判所 第 8 民事部

裁判所書記官 嶋田 秀野

